

WebアクセシビリティJIS

情報アクセシビリティの確保・向上に関する全般的要件

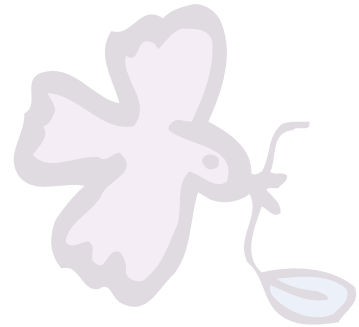
アクセシブルに構築した自治体のWebサイトを
どのように維持、発展させていくか。

情報を更新するすべての職員が使いやすく

利用者がアクセスしやすいWebサイトの構築方法を解説しよう。

関根千佳 = 文

ユーティット 代表取締役
情報のユニバーサルデザイン研究所



6 情報アクセシビリティの確保・向上 に関する全般的要件

6.1 企画・制作に関する要件

ウェブ・コンテンツの情報アクセシビリティが容易に維持
できるよう企画・制作しなければならない。

アクセシビリティに配慮してWebサイトを作成したとしても、当然ながら、発信する情報は日々追加されるため、常に適切な対応を行っていないければ、アクセシブルなWebサイトとは言えない。例えば、業者に委託して作ったWebサイトや技術レベルの高い職員の作ったWebサイトの場合、たとえ作成時にアクセシビリティが確保されていても、更新する担当者が同じように作れるとは限らないという問題がある。この問題を解決するために、JIS規格では幾つかの例を挙げている。

【例1】ウェブ・コンテンツを自動的に生成するプログラムには、アクセス可能なウェブ・コンテンツを生成する機能を装備する。

あらかじめテンプレートを準備したり、CMS (Content Management System) で管理したりする自治体も増えている。そうしたWebサイトの場合、アクセシビリティのチェックをかける仕組みを最初から組み込んでおけば作業はかなり楽になる。浜松市では、アクセシビリティに詳しい担当者が、更新されるべきデータを確実にチェックしてからアップロードするという仕組みを確立している。この



静岡県浜松市の公式Webサイト
(<http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/>)

対応は最善であるが、自治体の規模や担当者のスキルによっては更新時に自動チェックできるツールの導入が望ましいこともある。ただし、もう少し使い勝手のよいツールが欲しいところである。

【例2】制作時の設計仕様およびその後の変更履歴を文書化する。

これはアクセシビリティだけに言える問題ではない。Webサイトやシステムを作るとき一般的な原則である。だが、アクセシビリティに関しては、特に必要な配慮であると言えるだろう。担当者が異動したら全く使えなくなった、では、公的インフラにはならないのだ。

【例3】情報アクセシビリティに関する方針・設計指針を文書化する。

幾つかの先進的な自治体では、Webサイトの設計方針の中にアクセシビリティについて言及することが常識になっているが、これは住民に対する宣言として、役所内の意識改革にもつながる。完全でなくてもよい。努力する姿勢として文書化し、ぜひWebサイトに掲載してほしい。

6.2 保守及び運用に関する要件

ウェブ・コンテンツを保守および運用するときは、情報アクセシビリティの品質を確保し、向上させなければならない。

更新する際には、さらに高いアクセシビリティを目指していただきたい。自治体業務はサービスであり、公的なWebサイトの業務は情報サービスである。多様な利用者を知り、そのうえで満足感を与えようと精進するのはサービスの根幹だ。便利に使える各種のツールも積極的に使ってほしい。PDFファイルも、アクセシブルなものが作れるようになってきており、こうした新しい機能も使ってみてほしい。バージョンの古いWebブラウザがサポートしていないからという理由で、CSS(カスケード・スタイル・シート)を使わない自治体もあるようだが、アクセシビリティの観点からはできれば活用してほしいものだ。

6.3 検証に関する要件

ウェブ・コンテンツの企画・制作を行う者は、ウェブ・コンテンツがこの規格の要件を満たしていることを検証しなければならない。

平成16年6月にWebアクセシビリティJISが制定されて以降、アクセシビリティ検証ツールが数多く出回っている。だが、まだどのツールにも一長一短があるのは否めない。具体的な例を挙げると、アクセシビリティのチェック時に、単なる飾りの画像にALT属性(画像にマウスを重ねるとその画像が何かを説明するテキスト)がないだけで、アクセシビリティが不十分だと判定してしまうようなツールは、できるだけ早く機能を改善してほしいところだ。訪問するユーザーにとって重要かどうか、これを判断しながらALT属性をチェックできる、使い勝手の良いチェック・ツールを各社で競って開発してほしい。

また、閲覧者がWebページの特定箇所を拡大表示したり、カラーを変更できる「ZoomSight」や「らくらくWeb散策」など、アクセシビリティを向上させるツール類も少

しずつ増えており、自治体はこれらを導入してもよいだろう。もちろん、導入しただけでは何も良くならない。事前準備としてコンテンツ全体のアクセシビリティを改善することが必要なので、検証ツールを導入することがアクセシビリティの向上につながる。

WebアクセシビリティJIS規格では、例えば音声読み上げのような障害者支援技術を使ってチェックすることや、当事者によるチェックも推奨している。前述の浜松市のように、地域の障害者・高齢者NPOに委託してアクセシビリティを検証することが、実は最も確実な検証法なのである。

6.4 フィードバックに関する要件

ウェブ・コンテンツの企画・制作を行う者は、利用者の意見を収集する窓口を用意し、利用者からの意見をウェブ・コンテンツの情報アクセシビリティの確保・向上に活かさなければならない。

民間企業であれば、ユーザーの意見や問い合わせに対応するお客様相談室のような窓口を設けているが、自治体のWebサイトに関する住民の意見を受け付ける事例は少ないようだ。Webサイトは、いつでもどこでもだれからでも、貴重な意見を収集できるルートである。政策全般に対しての意見を収集すると同時に、その情報の受発信自体がアクセシブルかどうか、常に住民からの意見を聞くことができる体制を整えておいていただきたい。

6.5 サポートに関する要件

利用者とコミュニケーションが取れるよう、問い合わせ先をウェブ・コンテンツ上の分かりやすい位置に明示しなくてはならない。

視覚や聴覚、発話に障害のある読者も、意見を表明することをできるように、Webサイト上には問い合わせ先を明示し、電話やファクス、メールアドレスなど、複数の問合せ方法も併記していただければと思う。

以上、数か月にわたって、平成16年6月20日に制定された日本工業規格「高齢者・障害者等配慮設計指針-情報通信における機器、ソフトウェアおよびサービス-第三部：ウェブコンテンツ(JIS X8341-3)」を解説してきたが、実際に自治体Webサイトを作る際には、いかにこれに対応し、実効性があるものにすればよいか悩むことも多いだろう。

次回からは、自治体のWebサイト上でどうすればアクセシビリティを高めることができるか、その方策について説明していこう。

e-Gov